

1 指針の構成

審査指針案の詳細な規定は申請者側及び審査側の双方に多大な負担を強いる。膨大な業務は設計料や審査手数料の大幅アップや確認申請手続きの長期化を招き結局は消費者に負担を強いかねない。一部の悪質なものを排除するために、大半の良識ある建築士に大きな負荷がかかりすぎることに無いように、建築士の良識と責務を前提に、信頼性と業務効率・コストのバランスの取れた合理的な審査制度とすべきで、国が定めるべき内容は最低必要限にとどめるべき。

従来、確認審査の詳細な手続等については明確な規定がなく、例えば、設計図書に不整合等がある場合、建築主事等が申請者にその旨を連絡し、補正させた上で確認するなどの慣行がみられたが、これが構造計算書偽装問題等の一因となっていたことから、今般、指針告示において確認審査の手続等を明確化し、適正な確認審査の確保を図ることとしたものです。

建設投資の大半を占める民間の建築プロジェクトでは、着工後の設計変更は必ず発生し、特に商業施設や生産施設などでは顕著。事業活動、経済力低下を引き起こさないためにも、建築確認の審査や中間検査、完了検査は迅速に行うとともに、着工後の設計変更については硬直化しないよう柔軟な対応が必要。

確認検査の迅速化のため、国土交通省や(財)建築行政情報センターにおいて各種情報提供を継続的に実施しているところです。
また、設計変更が円滑に実施されるよう、平成19年11月に建築基準法施行規則を改正し、軽微な変更の範囲の合理化を図ったところです。
引き続き、確認検査の円滑な実施が図られるよう努めて参ります。

現在の社会情勢から無理である職員を増加させなければ対応できない内容になっている。建築主事は、審査項目を見落としした場合、責任問題が生ずることがあり得るので、過度な負荷は確認制度の崩壊につながりかねない

従来、確認審査の詳細な手続等については明確な規定がなく、例えば、設計図書に不整合等がある場合、建築主事等が申請者にその旨を連絡し、補正させた上で確認するなどの慣行がみられたが、これが構造計算書偽装問題等の一因となっていたことから、今般、指針告示において確認審査の手続等を明確化し、適正な確認審査の確保を図ることとしたものです。

3 確認審査の指針の内容

(1) 確認申請の受理時の審査

「～が確認ができない場合は、申請を受理しない」とあるが、申請書の受理については、法第6条第3項に設計者の資格と業務範囲に違反する場合に受理することができない規定があるが、それ以外は図書等の不備があっても受理しなければならないと考えるがどうなのか。

ご指摘のとおり、建築基準法第6条第3項により、建築主事は、申請された計画に設計者の資格又は業務範囲の違反がある場合は、これを受理することができません。なお、図書等に形式上の不備がある場合、建築主事は申請を受理することはできますが、行政手続法第7条に基づき、速やかに申請者に対して補正を求めるなどしなければなりません。

確認不備がある場合、不適合通知により再提出となるとのことだが、確認手数料の負担について誰が持つのか。不備事項も多くなることが予測され、机上の空論でしかない。

確認手数料については申請者が負担することとなります。

受付時点で細かな内容までチェックすると、多大な時間がかかる。したがって、受け付け時点では必要な図面が在るか否か程度にし、受付後、順次審査のなかで明確にしていけばいい。

確認審査等に関する指針に規定されている当初の審査事項は、書類の不備等の形式的な条件を確認するものです。

7項目のチェックについて受理後に不備を発見した場合、いかに対処すべきか。受理時に不備の場合受理しない理由の法的根拠がないと思うが如何か。受理時に一定の歯止めを掛ける程度ならば、弾力的な運用が図れるのではないかと。

図書等に形式上の不備がある場合、建築主事は申請を受理することはできますが、行政手続法第7条に基づき、速やかに申請者に対して補正を求めるなどしなければなりません。

図面の差替え、申請書の訂正の程度については、設計工期に大きく影響するため、明示してほしい。

指針告示第1第5項第3号イに掲げる「申請書等に軽微な不備(誤記、記載漏れその他これらに類するもので、申請者等が記載しようとした事項が容易に推測される程度のものをいう。)がある場合」については、技術的助言(国住指第1332号、国住指第2327号)等により明示しているところです。

ご意見の内容

回答案

提出図書の照合	
<p>規模の大きな建物の場合、～までの確認を行うことは業務上困難である。正本、副本が相違するものがあった場合は申請者の責任とすべき。</p>	<p>図書等に形式上の不備がある場合、建築主事は申請を受理することはできませんが、行政手続法第7条に基づき、速やかに申請者に対して補正を求めるなどしなければなりません。</p>
<p>チェックすべき記載事項が膨大であり、時間の制約上、対応が困難であり、最低限の受理要件を再度検討してほしい。</p>	<p>確認審査等に関する指針に規定されている当初の審査事項は、書類の不備等の形式的な条件を確認するものです。</p>
<p>確認申請前に、建築主事等への事前の相談を認めて欲しい。</p>	<p>建築基準法令上、特段問題はありません。</p>
<p>受理時の審査とは、仮受付の時を示すのか。それとも全ての図書・調査書等が揃った段階の本受付の時を示すのか明確にすべき。</p>	<p>確認審査等に関する指針に規定されている内容は、いずれも申請として受理した後の内容であり、申請受理前の手続を定めたものではありません。</p>
<p>確認申請段階では設備機器・材料メーカーが決定されないため、建築防災などの安全性に関わる建築設備を除き、構造図やサイズ、厚さなどの詳細記述は規定せず、性能規定としてほしい。</p>	<p>確認申請時に具体的な設備機器（排煙機、浄化槽等）の品番が確定していない場合は、実際に採用を予定している設備機器のうち以上の機種種の構造詳細図又は一定の仕様範囲を示した標準的な構造詳細図を添付した上で、当該設備機器又はこれと同等（寸法、材料、性能等）の設備機器を用いることを明示すれば構いません。（技術的助言 国住指第2327号）</p>
<p>製造者認証を取得している場合に省略できる書類（構造計算書等）は今まで通りと考えて良いか。</p>	<p>施行規則第1条の3第5項に規定されています。</p>
<p>建築士の設計による法6条1項四号建築物の場合、一部の規定の審査を要さないものとなるが（確認の特例）、これは、必ず「審査を要さないもの」とするのかまたは、設計者の選択性となるのかを明確にしてほしい</p>	<p>建築基準法第6条の3に規定されている確認の特例の適用については、設計者等の選択性ではありません。</p>
<p>「明示すべき事項」が条件により不明確で指定確認検査機関では判断が困難な場合、特定工程行政庁へ受付前に照会を行い、解答を得る事が可能か。検討がほしい。</p>	<p>建築基準法第77条の33の規定により、国土交通大臣及び地方公共団体は、指定確認検査機関に対して、確認検査の業務の適確な実施に必要な情報の提供その他の必要な配慮をするものとしてされています。</p>
<p>過度と思われる申請図および記載内容が見受けられる。確認申請段階では施工者および設備機器、材料メーカーが決定されていないことが実状であり、建築構造等の安全性に密接に影響する建築設備のぞき、構造図やサイズ、厚さなどの詳細記述は規定せず、性能を満足させることを明示する規定として頂きたい。また、各申請図面に性能、仕様を上回る詳細記述を要求している事項については標準仕様書、特記仕様書の記載などによる合理的な確認申請図書の規定として頂きたい。</p>	<p>確認申請時に具体的な設備機器（排煙機、浄化槽等）の品番が確定していない場合は、実際に採用を予定している設備機器のうち以上の機種種の構造詳細図又は一定の仕様範囲を示した標準的な構造詳細図を添付した上で、当該設備機器又はこれと同等（寸法、材料、性能等）の設備機器を用いることを明示すれば構いません。（技術的助言 国住指第2327号）</p>
設計者の記載の確認	
<p>設計図書の範囲は申請図書全てか？範囲がわからない。また、構造計算書は含まれるのでしょうか？その場合の設計者は、構造設計者か？それとも事務所の代表者か？</p>	<p>建築士法に定義されるように、「設計図書」とは建築物の建築工事实施のために必要な図面（現寸図その他これに類するものを除く。）及び仕様書をいい、構造計算書を含みます。</p>
<p>設計図に記載される記名及び捺印は設計に携わった者すべての氏名（別記第2号様式に記載されるすべての設計者）が記入されるのか。</p>	<p>その者の責任において設計図書を作成した建築士全員が、設計図書に記名・押印することとなります。</p>
正本及び副本の整合性の確認	
<p>正本・副本の整合性の確認をどのように行うのか明文化してほしい。外見上の確認（図面番号、設計者氏名等）か、明示すべき事項の全て（寸法、室名等）についてか。</p>	<p>正本と副本の整合性については、申請図書全般を確認すべきものと考えます。</p>

ご意見の内容

回答案

<p>「相互の整合性を確認」とあるが、抽象的であり整合性をどの程度まで確認すれば良いのかが不明確。明確にしてほしい。</p>	<p>正本と副本の整合性については、申請図書全般を確認すべきものと考えます。</p>
<p>主事等が審査において、一文字でも整合していない部分を見逃したことをもって瑕疵ある審査となってしまうのであれば、到底審査などできない。 ・主事等が一言一句漏れなくチェックすることなどは現実的に不可能。</p>	<p>建築主事等が正本と副本の整合性について見逃した場合、それが違法性のある瑕疵であるか否かは個別のケースによるものと思われます。</p>
<p>構造計算の安全証明書の写しの添付の確認</p>	
<p>安全証明書を交付する建築士は、構造設計を担当した設計者で良いか。</p>	<p>構造安全証明書を交付するのは、構造計算によって建築物の安全性を確かめた建築士であり、構造設計を行った設計者とは限りません。</p>
<p>製造者認証を取得している場合にも提出する必要があるのか。</p>	<p>製造者認証を取得している場合で、構造計算が認証の範囲内で行われており、当該物件についての構造計算を行っていない場合は、構造安全証明書の写しは不要です。</p>
<p>安全証明書は、誰から誰に出すのか？設計者から建築主に提出するものであれば、写しをつける必要があるのか？設計者から主事に出すのであれば、写しである必要は無いと考える。</p>	<p>構造安全証明書は、構造計算によって建築物の安全性を確かめた建築士から、設計の委託者に対して交付されるものです。</p>
<p>安全証明書の写しとは、どのような位置づけの書類で、添付された場合、どのようなことが担保されるのか。</p>	<p>構造安全証明書は、構造計算によって建築物の安全性を確かめた建築士から、設計の委託者に対して交付されるものであり、当該建築士が構造の安全性を証明するものです。</p>
<p>設計者等の資格等の確認</p>	
<p>確認申請書第1面の申請者について確認する必要はないか。</p>	<p>確認申請の申請者については、建築基準法令上、特段の要件は設けられておりませんので、確認等行う必要はありません。</p>
<p>設計者等の資格はどの範囲まで確認するのか。代表する設計者のみか、構造設計や設備設計者、さらには設計者の管理下で設計している者も含むのか。 ・建築主・代理者・設計者・工事監理者各々について、どの事項をどの書類で確認するのか明確にしてほしい。</p>	<p>その者の責任において設計図書を作成する、いわゆる「設計」行為を行った者は、その全員を確認申請書や設計図書に記名等する必要があり、その範囲内において、建築士資格等を確認することが必要です。</p>
<p>委任状に記入されている者以外の代理人による申請は不可か。例えば設計事務所の管理建築士に委任して所員が担当した時は不可か。</p>	<p>確認申請書等を窓口に届けるだけの行為であれば、委任状に記載されている者以外の者でも行うことができますが、代理人としての行為を行うことはできません。</p>
<p>建築士免許のコピーを提示する際、仕事をもらう都合上年齢等はプライバシーとして伏せていただきたい。</p>	<p>確認申請の際に提出する建築士免許証の写しの部分をマスキングすることはできません。なお、建築主事等に提出される建築士免許証の記載内容についてのプライバシーは保護されるものです。</p>
<p>工事監理者欄の記載について、監理者が未定であるとき、法改正後、「未定」と記載することは認められるのか、否か。</p>	<p>確認申請の段階で、工事監理者が未定の場合は、その旨を記載していれば構いません。ただし、着工の段階では工事監理者を定め、申請先にその旨を報告する必要があります。</p>
<p>工事監理者が未定の場合の手続きも定める必要があるのではないのでしょうか。（建築計画概要書の注意欄には「工事監理者が未定の時は工事着手前に届け出てください。」との記載があります。）</p>	<p>確認申請の段階で、工事監理者が未定の場合は、その旨を記載していれば構いません。ただし、着工の段階では工事監理者を定め、申請先にその旨を報告する必要があります。</p>

ご意見の内容

回答案

<p>設計者の業務範囲の確認 施行規則では設計に携わった者全てを記載することになっている。代表する設計者の資格のみで判断してよいのか。どうなるのか。</p>	<p>確認申請書に記載された建築士全員について、当該建築物の設計を行う資格を有する者であるか否かを確認する必要があります。</p>
<p>適合性判定機関がどこになるかにより、意見が異なる可能性がある。そこで、一定の手続きで事前説明を申し込んだ物件については、確認申請受付前であっても、適合性判定機関の予定先から意見を伺えるようなルートを作ってほしい。</p>	<p>建築主事又は指定確認検査機関は、できるだけ事前にごこの構造計算適合性判定機関に判定を求めるかを決めることが望ましく、指定構造計算適合性判定機関は、改正法施行後、当面の間は事前相談にきめ細かく対応するよう要請することとしています。</p>
<p>構造計算適合性判定手数料を、早く確定するように、また、全国的にバラツキが出ないようにすべき。改正法施行を間近に控えて、必要情報が遅れていること、決定している判定手数料もマチマチであることから、確認申請手数料を確定することが困難な状況です。拘束性のある「ガイドライン」などにより、そろえる必要がある。</p>	<p>構造計算適合性判定に係る手数料については、各特定行政府の条例によるため、拘束力のある「ガイドライン」等により指示することは適切でないと考えています。</p>
<p>構造計算適合性判定手数料は、申請者が直接構造計算判定機関へ支払う形にすべき</p>	<p>構造計算適合性判定は、建築主事又は指定確認検査機関が求めるものであるため、申請者が直接構造計算適合性判定機関に支払うのは適切ではないと考えております。</p>
<p>(2) 構造計算以外の確認審査の方法</p>	
<p>関係規定との照合の際、当然図面に不整合があってはならないが、法の主旨と関係のない部分で変更は認められるべき。その辺の判断は確認機関で許されるものと信じる。</p>	<p>確認申請書の不整合等が、建築基準関係規定の審査に関係しない場合は、「適合するかどうかを確認することができない旨の通知書」等を交付することなく、行政機関に提出する申請書に不備があった場合に通常認められている訂正印による補正により対応することが適切であると考えます。(技術的助言(国住指第2327号)参照)</p>
<p>図書の整合性の審査</p>	
<p>本質的な性能に関わるものではない不整合や図面訂正については軽微な変更として取り扱うべき。一律な判断をせず、建築主事による裁量の余地を与えるようにしていただきたい。実態に即したものでなければ、建設業において混乱と停滞が懸念される。</p>	<p>確認申請書の不整合等が、建築基準関係規定の審査に関係しない場合は、「適合するかどうかを確認することができない旨の通知書」等を交付することなく、行政機関に提出する申請書に不備があった場合に通常認められている訂正印による補正により対応することが適切であると考えます。(技術的助言(国住指第2327号)参照)</p>
<p>どの程度まで審査対象とするのか。例えば意匠図と構造図で通り芯からの壁の位置、厚さが異なった場合でも関係規定に適合しないものとして取り扱うのか。例示を示してほしい。</p>	<p>確認申請書の不整合等が、建築基準関係規定の審査に関係しない場合は、「適合するかどうかを確認することができない旨の通知書」等を交付することなく、行政機関に提出する申請書に不備があった場合に通常認められている訂正印による補正により対応することが適切であると考えます。(技術的助言(国住指第2327号)参照)</p>
<p>図書の整合性について、どの程度であれば不整合・誤りとみなされるのかが不明である。また再度確認申請を提出する場合の手数料はどうなるのか。</p>	<p>補正を求める軽微な不備の考え方については、技術的助言(国住指第1332号、第2327号等)において例示しているので参照してください。また、手数料については各審査機関によって定められております。</p>
<p>建築基準関係規定との照合による審査</p>	
<p>施行規則第1条の3第10項の規定は存置されるとあるが、今回新たに規定された図書について、明示すべき事項を他の図書に記載できる場合には、その図書自体提出は不要と考えてよいのか。</p>	<p>概ねご指摘のとおり取り扱いとなります。詳細は建築基準法施行規則第1条の3第6項を参照してください。</p>

ご意見の内容

回答案

<p>確認申請の際、仕様材料等の具体的仕様を記載せず、「法令の第 条に適合」とか「告示の 号に適合」など記載のみで提出される場合が見られるが、適合するかどうか決定できないものとして取り扱うということによるか。</p>	<p>建築基準法施行規則第 1 条の 3 において規定されている「明示すべき事項」が明示されておらず、当該申請が適法であるかどうか判断できない場合は、申請者に「適合するかどうかを決定できない旨の通知書」を交付することとなります。</p>
<p>別表一の記載事項の添付図書への記載について、申請建築物に関する事項ではあるが、図面上支障ない事が明らかでも記載が必要になるのか、明確にしてほしい。</p>	<p>「明示すべき事項」に係る規定が、明らかに建築基準関係規定に適合する場合であっても、原則として「明示すべき事項」を記載する必要がありますが、表記の仕方については、確認審査に支障がない範囲内で、例えば、具体的な数値や図ではなく適合することが明らかである旨の記載等に替えることとして差し支えありません。詳細は技術的助言（国住指第 2 3 2 7 号）を参照してください。</p>
<p>別表一 法第28条に関する規定中、法第28条第2項～第4項に関する規定について、テナント内の設備等が未決定で確認申請が提出される場合が多い現状では、確認審査段階では機器、装置メーカー等が確定していないので機器詳細等は図面に表記できないので、その場合は、想定火気使用量による換気概要を図面に明記することに留めるべきである。</p>	<p>確認申請時に具体的な設備機器（排煙機、浄化槽等）の品番が確定していない場合は、実際に採用を予定している設備機器のうち以上の機種種の構造詳細図又は一定の仕様範囲を示した標準的な構造詳細図を添付した上で、当該設備機器又はこれと同等（寸法、材料、性能等）の設備機器を用いることを明示すれば構いません。（技術的助言 国住指第 2 3 2 7 号）</p>
大臣認定を取得したものであることの審査	
<p>別添を含まない認定書のみで審査するように措置してほしい。</p>	<p>国土交通大臣の認定を受けた構造方法等については、認定書の別添に記載されており、別添を用いずに適法を審査することはできないものと考えます。なお、確認申請における認定書の添付については、技術的助言（国住指第 3 1 1 0 号・国住街第 1 8 5 - 2 号）において円滑な運用のための取り扱いを認めることとしているので、参照してください。</p>
<p>歩行距離が短くなるなど明らかに安全側の変更である場合、申請図書上の不整合はないもの判断されるべき。ただし、何が安全側の変更か主事等では判断できない場合もあると思われるので、変更可能な範囲についても大臣認定の事項に含めるべき。</p>	<p>確認申請書の不整合等が、建築基準関係規定の審査に関係しない場合は、「適合するかどうかを確認することができない旨の通知書」等を交付することなく、行政機関に提出する申請書に不備があった場合に通常認められている訂正印による補正により対応することが適切であると考えます。（技術的助言（国住指第 2 3 2 7 号）参照）</p>
（ 3 ）構造計算の確認審査の方法	
<p>・判定が必要なものであっても、判定を求める前に主事側の集団規定や単体規定等で不適合が発見された場合については、判定を求めずに「確認できない旨の通知」をしても良いことを明示していただきたい。</p>	<p>法令上、明らかであるため、改め明示する必要はないと考えています。</p>
<p>不整合な場合、差し替え、訂正を認めないという事は、確認申請の出し直しとなる。構造のチェックは通常建築や設備の後にするのが一般的で確認申請受付後、相当の日にちが経って後、出し直しというのは問題。</p>	<p>確認審査期間は法令に定めるものであり、当該期間内のどの段階で不適合となる不整合等が発覚するかは分かりません。申請者は、出し直しとならないよう、事前に十分図書の確認をするか、余裕をもったスケジュールで申請を行ってください。</p>
<p>確認申請を建築主事(特定行政庁)が扱わない場合(民間審査機関に確認申請を提出している場合)構造計算適合性判定機関の選択は誰が行うのか。また、判定機関は確認検査機関が選択し、設計者と判定機関との事前協議ができないのでは、判定機関の信憑性・透明性にかけるのでは。</p>	<p>指定確認検査機関が行います。事前に、どの指定構造計算適合性判定機関が判定するかが決まっている場合は、当該指定構造計算適合性判定機関と適宜、事前相談を行ってください。</p>
構造計算の種類に応じた審査	
<p>型式適合認定又は規則第1条の3に基づく大臣認定を取得した物件については、従前どおりの審査省略と図書提出不要としてほしい。</p>	<p>貴見を踏まえ検討します。</p>

ご意見の内容

回答案

<p>法第20条第二号の口による審査方法はどのようなものが明示されていない。</p>	<p>法第20条第二号口の規定による構造計算は法第20条第一号の規定による構造計算となるため、同号の規定による構造計算を行った場合の審査方法となります。</p>
<p>イ 法第20条第1号後段の規定による構造計算</p>	
<p>現状、建物の性能評価後に確認申請を行い、大臣認定手続きと平行して確認審査を行っています。大臣認定を申請してから取得までに1ヶ月以上かかっていることもあり、「認定書の写し」ではなく「性能評価書の写し」で確認審査をしていただきたいと思います。</p>	<p>性能評価はあくまでも大臣認定を受ける前の段階であり、大臣認定の手続きが完了していないため性能評価書の写しとすることはできません。</p>
<p>法第20条第1号後段の規定による時刻暦応答解析を行った建築物については、その規模に関わらず、「構造計算適合性判定」を要しないと解釈してよいか。また、大臣認定内容と申請された建築物の計画との整合性を審査する実際の手順等を明確に示して欲しい。</p>	<p>貴見のとおりです。なお、整合性を審査する手順を示す予定はありません。</p>
<p>ロ 法第20条第2号イ後段の規定による構造計算で、国土交通大臣が定めたもの</p>	
<p>施行規則第1条の3に基づく大臣認定を取得した物件も対象となるか。</p>	<p>対象とならないものとして検討しています。</p>
<p>従来、45mを超え60m以下の高さの建物は、日本建築総合試験所や日本建築センターにおける安全審査を受けている。安全審査以外に適合性判定が必要となるというか？</p>	<p>安全審査は任意のものですが、構造計算適合性判定は必須となります。</p>
<p>「断面計算書」に記載されている形状は、プログラムの機能上やむをえず矩形または円形で入力されているが、実際の形状と異なる場合もあると考える。そういった場合は、等価な断面置換する旨等が記載されていけば良いのか？</p>	<p>確認申請の段階では、あらかじめ等価な断面を明示していれば構わないが、その後、最終的な断面が決定した場合は直ちに、建築主事等に報告し、確定した図面をもとに中間検査又は完了検査を受けなければなりません。</p>
<p>建築確認申請による構造計算内容の審査の後に構造計算適合性の判定を行うと検討期間がかかり過ぎると思われる。「留意すべき事項に関する書類を添付して構造計算適合性判定を求めること」との記載もあるが、適合性判定の審査前の準備など、建築確認申請と構造計算適合性判定の審査を併行して行うことも可能ではないか。</p>	<p>構造計算適合性判定は、建築主事等によって図面の不整合等の審査を行った上で行うことが適切であり、併行して審査した場合、両機関で不整合等の審査を重複して行わなければならない、審査の効率化を図るうえで適切でないと考えています。</p>
<p>認定を受けたものは構造計算書を確認申請書に添えることを要しないので、確認検査員は審査の一部を省略した場合に構造計算適合性判定委員は、認定書に添えられたチェックシートをみて判定するか明確にする必要がある。</p>	<p>大臣認定を受けたものは構造計算適合性判定は不要となります。</p>
<p>3(3)の規定により別表二(に)欄に掲げるべき事項については、高度な工学的知識が必要とされることから、適判に委ねると規定することで、主事等と適判との守備範囲を明確にすべき。</p>	<p>指定構造計算適合性判定機関が審査すべき事項は別表第二の「判定すべき事項」として明確にしております。</p>
<p>構造計算適合性判定を求める前に審査すべき事項</p>	
<p>() 留意事項に関する書類の様式は、省令で定められるのか。</p>	<p>省令で定めることにはしていません。</p>
<p>地盤について、地盤改良により地耐力を確保する場合、構造計算適合性判定前に調査報告書が必要になるのか？</p>	<p>必要になります。</p>
<p>構造計算適合性判定を受けた後に審査すべき事項</p>	
<p>適合性判定機関が判定した工学的判断に対して、法令に適合することを主事等が審査することは不可能と考えられる。建築主事等と適合性判定機関の役割分担や責任の所在を明確にして頂きたい。</p>	<p>本指針において、建築主事等が審査すべき事項と適合性判定機関が判定すべき事項を明確にすることとしており、それぞれの審査・判定すべき内容に応じた責任の所在になると考えております。</p>
<p>二 法第20条第3号イ後段の規定による構造計算で、国土交通大臣が定めた方法によるもの</p>	
<p>法第二十条第三号イで、認定プログラムを使用した場合は適合性判定が必要で、認定プログラムを使用しなければ適合性判定が不要と読み取れる。審査期間が長くなれば、認定プログラムの意味が無いと考える。</p>	<p>認定プログラムを使用しない場合は、通常、審査期間を延長することとなると想定されるため、必ずしも認定プログラムを使用しない場合の方が審査期間が長くなることはないと考えています。</p>

(4) 確認審査の公正かつ適確な実施のための措置

審査側の誤りに対する是正措置も規定し、「適合するかどうかを決定できない旨の通知」が出された後でも、設計者側が建築基準関係規定に適合している旨の反論ができる措置を設けるべき。

「適合するかどうかを決定することができない旨の通知書」は不利益処分該当するため、行政不服審査法に基づき、異議申立てを行うことは可能です。

追加説明等が必要な場合の措置

追加説明のために既に申請をされている図面への追記は認められるか。また訂正・図面差し替えは認められるか。が明確でないことで、解釈にバラツキが生じるため、明確にならないか。

すでに申請された確認申請図書について、追加説明を求められた場合、当該図書に追記や補正をすることはできませんが、差替えをすることはできません。

図書相互又は図書における不整合又は誤りの取扱い

「建築基準関係規定への適合に影響しない不整合及び誤り」も補正の対象としてほしい。実情にあった規定、柔軟な指針にしてほしい。

確認申請書の不整合等が、建築基準関係規定の審査に関係しない場合は、「適合するかどうかを確認することができない旨の通知書」等を交付することなく、行政機関に提出する申請書に不備があった場合に通常認められている訂正印による補正により対応することが適切であると考えます。(技術的助言(国住指第2327号)参照)

図書の整合性審査においては、不整合の者をすべて不適合とすることは現実的な対応ではなく、不整合でも明らかに法令に適合するものは「補正」として扱えるものとし、不整合と扱う事項についても限定活明確にする必要があります。また、多様な建築物の計画に対して法令では一律に明確にできない規定があることや、本市独自の自主条例等による指導を考へても、修正を許容しない審査は実務上多くの問題があります。以上のことから、補正として扱える範囲について、実務を反映した技術的助言等で明示することを要望します。

確認申請書の不整合等が、建築基準関係規定の審査に関係しない場合は、「適合するかどうかを確認することができない旨の通知書」等を交付することなく、行政機関に提出する申請書に不備があった場合に通常認められている訂正印による補正により対応することが適切であると考えます。(技術的助言(国住指第2327号)参照)

「誤字、脱字及び建築基準関係規定への適合に影響しない不整合及び誤り、その他これらに類する軽微なものを除く」として頂きたい。

確認申請書の不整合等が、建築基準関係規定の審査に関係しない場合は、「適合するかどうかを確認することができない旨の通知書」等を交付することなく、行政機関に提出する申請書に不備があった場合に通常認められている訂正印による補正により対応することが適切であると考えます。(技術的助言(国住指第2327号)参照)

施行規則の記載内容は満たしているが、地方自治体が定める条例内規則で定める記載内容についても訂正は認められないのか。条例に関する事項について明確な記載を検討してほしい。

審査側が確認審査等における取扱い基準を明らかにしている場合で、申請内容が当該基準と異なる場合は、補正を求めることとなります。(技術的助言(国住指第2327号)参照)

「図書相互又は図書における不整合又は誤り」とはどの程度までを指すのか。指針の中で具体例を記載してほしい。

技術的助言(国住指第1335号、第2327号等)を参照してください。

その他これらに類する軽微なものの具体事例(計算間違い、転記ミスなどは?)を示してもらいたい。

技術的助言(国住指第1335号、第2327号等)を参照してください。

「図書相互又は図書における不整合又は誤り」とありますが、具体的にどの程度のものを指すのか分かりません。この「取扱い」において建築主事、指定確認検査機関それぞれに運用される恐れがある。また、法基準による明示がないと、申請者側と争いの種となることが考えられます。「不整合」の意義、「誤り」の意義について法的に明確にする必要がある。

技術的助言(国住指第1335号、第2327号等)を参照してください。

ご意見の内容

回答案

<p>記述ミスと考えられる場合は、「誤記」とみなし、「誤字、脱字、その他これに類する軽微なもの」に加えてほしい。</p>	<p>記述ミスと考えられるものについては、補正を求めることとなります。（技術的助言（国住指第1335号、第2327号等）参照）</p>
<p>図書における誤り等により「建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない」通知をしたものについては、補正ができないので確認申請書を出しなおす以外に無いのか。</p>	<p>申請図書の誤り等の軽微な不備については、申請図書の補正によって対応することとなります。</p>
<p>「誤字、脱字その他これらに類する軽微なもの」とは、明らかに建築基準関係規定の適合性に影響の無い部分の修正も含まれるとしてよいのか。</p>	<p>確認申請書の不整合等が、建築基準関係規定の審査に関係しない場合は、「適合するかどうかを確認することができない旨の通知書」等を交付することなく、行政機関に提出する申請書に不備があった場合に通常認められている訂正印による補正により対応することが適切であると考えます。（技術的助言（国住指第2327号）参照）</p>
<p>補正を認めず通知書を交付とあるが、訂正・差替えが不可とは確認申請の再提出を意味するものなのか</p>	<p>軽微な不備に該当しない誤り等については、再度確認申請を行う必要があります。</p>
<p>補正の対象となっている「誤字、脱字その他これらに類する軽微なもの」の解釈・定義を明確にしてほしい。例 平面図・断面図の天井高さ寸法の不整合2 「避難上有効なバルコニー」と「避難ハッチ」等の名称の違い</p>	<p>技術的助言（国住指第1335号、第2327号等）を参照してください。</p>
<p>図書相互の不整合や誤りについて、構造性能として問題がなく、建築基準関係規定に適合している場合は、差替え、補正を認めてほしい。</p>	<p>確認申請書の不整合等が、建築基準関係規定の審査に関係しない場合は、「適合するかどうかを確認することができない旨の通知書」等を交付することなく、行政機関に提出する申請書に不備があった場合に通常認められている訂正印による補正により対応することが適切であると考えます。（技術的助言（国住指第2327号）参照）</p>
<p>図書相互又は図書における不整合又は誤りがある場合、図書の不備をどのように是正すればよいのか。再度手数料を出して一から申請をやり直すのか？この時点で審査が終了してしまうことになるため不利益処分と考えてよろしいか。</p>	<p>申請図書の誤り等の軽微な不備については、申請図書の補正によって対応することとなります。</p>
<p>図書相互又は図書における不整合又は誤りがある場合、建築基準関係規定に適合するかどうか決定することができない旨の通知を行った後、図書の差し替え・補正が可能な旨を明記してほしい。</p>	<p>申請図書の誤り等の軽微な不備については、申請図書の補正によって対応することとなります。</p>
<p>差し替え又は訂正で安全性が変わらないものは「整合性あり」とすべきである。</p>	<p>確認申請書の不整合等が、建築基準関係規定の審査に関係しない場合は、「適合するかどうかを確認することができない旨の通知書」等を交付することなく、行政機関に提出する申請書に不備があった場合に通常認められている訂正印による補正により対応することが適切であると考えます。（技術的助言（国住指第2327号）参照）</p>
<p>意匠図と設備図、意匠図と構造図の整合性等は、下記のような例の場合は、「不適合」としないものとした方がよろしいか。 （例1）日影規制等により、バルコニーの形状等を一部変更したが、設備図は計画に影響ないため、形状の変更がされていないような審査に影響のない不整合があった場合 （例2）構造図の雑壁部分の開口部の位置や大きさが意匠図と食い違っている場合</p>	<p>確認申請書の不整合等が、建築基準関係規定の審査に関係しない場合は、「適合するかどうかを確認することができない旨の通知書」等を交付することなく、行政機関に提出する申請書に不備があった場合に通常認められている訂正印による補正により対応することが適切であると考えます。（技術的助言（国住指第2327号）参照）</p>
<p>補正を認めず通知書を交付とあるが訂正、差替えが不可とは確認申請の再提出を意味するものなのか</p>	<p>軽微な不備に該当しない誤り等については、再度確認申請を行う必要があります。</p>

ご意見の内容

回答案

<p>確認申請図書に不備があった場合、差し替えなどの手続きではなく、確認不可ということになるが、悪意のない不整合や誤りの場合は、その部分のみ訂正及び差し替えとし、その場合の申請料は不要とし、一般の申請者の負担を増やすのではなく、悪意のある不正を厳重に罰するような差別化を図った法律にするべき</p>	<p>申請図書の誤り等の軽微な不備については、申請図書の補正によって対応することとなります。</p>
<p>改正法第6条第13項の規定により「適合するかどうか決定することができない旨の通知」を受け取った場合、当該確認審査は処分済みとして審査完了ということか。</p>	<p>「適合するかどうかを決定することができない旨の通知書」を期限付きで交付した場合は、当該期限内に申請者が補正等を行った場合、審査続行となりますが、これを無期限で交付した場合は、処分として確定し、審査終了となります。</p>

及び について

<p>本来建築士が業としてなされなければならないことに対して、今後徹底して行われるという意味では、とてもいい改正だと思う。しかし、民間確認指定機関等がこのことを遵守しない際の罰則規定が不明確である。できたら、厳しい監視体制を含む罰則規定を定めていただきたい。なお、この改正趣旨に則り、</p> <p>建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令の一部改正【第16条(確認検査員の数)】を規定しているように、都道府県等の建築職員が適格に審査ができるような、人材確保に関する法律等の整備をしていただければ、幸甚です。</p>	<p>指定確認検査機関が確認審査等に関する指針に反して業務を行った場合は、法第77条の3第5第2項の規定により、指定取り消し等の処分の対象となります。</p>
<p>計画変更が構造計算等に影響を及ぼさない場合は、変更を認めて戴きたい。</p>	<p>建築基準法施行規則第3条の2の規定により、軽微な変更については、同条各号に掲げるものであって、安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くないものが対象となります。</p>

4 構造計算適合性判定の指針

(1) 構造計算適合性判定の受付時の確認

について

<p>構造計算プログラム検討部会で示されている構造計算書の構成は、プログラムが出力する計算書と、手書き計算書が混在した構成になっている。従って、適合判定機関で再計算した結果と比較するためには、「構造計算に係るデータ」の他に「プログラムが出力した結果一式」を電子媒体に記録して提出する必要がある。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
---	------------------

(2) 構造計算適合性判定の方法

イ 法20条第2号イ後段の規定による構造計算で、国土交通大臣が定めた方法によるもの

<p>大臣認定プログラムを使った場合に適合判定機関で再計算を行う目的は、計算結果が改ざんされていないことを確認するためなので、大臣認定プログラムを適用範囲外で使用した場合も、データを提出させ再計算により審査の効率化を図るべきであると思います。大臣認定プログラムを適用範囲外で使用した場合には「適用範囲外」というメッセージを出力するので、その部分以外は認定プログラムに準じる審査をしてよいとしていただきたい。</p>	<p>適用範囲外の構造計算プログラムは性能の評価を受けていないため認定プログラムに準じる扱いとすることはできません。</p>
---	--

ご意見の内容

回答案

口 法20条第2号イ後段又は第3号イ後段の規定による構造計算で、国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるもの

適合判定期間に認定ソフトを揃えさせ、かつ稼働させると膨大な設備費・人件費が必要となる。再計算は指定期間の指示によってランダムサンプリングによる少数案件について実施すればよく、かつ外注による再計算を許すように規定を緩和すべき。

確認申請された建築計画は等しい基準で審査されるべきであり、サンプリング審査や外注による審査を行うことで審査水準が計画によって異なることは不適切であると考えます。

設計者が使用したプログラムと同じものを利用するとあるのは、バージョンについては問わないのか、同じバージョンでないといけないのか不明である。

同じバージョンでなければなりません。

大臣認定プログラムは部材の断面計算書についても計算方法・出力内容等が適正であるかを審査されているので、別表二の「断面計算書」も審査を省略できる項目とすべき。

審査を省略できる項目は大臣認定の際に国土交通大臣が指定することとしており。

電算プログラムの場合、一年の間にも頻繁にバグ修正によるバージョンアップがあり、違うバージョンでの実施により、電算出力の値が違うことが多くあるが、その場合の処理はどうするのか？

異なるバージョンで再計算した場合は、国土交通省が定める指針に基づく適切な審査とはいえないため、必ずバージョンが同じもので再計算しなければなりません。

(3) 構造計算適合性判定の公正かつ適確な実施のための措置

構造計算適合性判定の体制

・判断できない場合は、建築主事を介して・求める旨の規定をすることとする、については介してではなく、直接とすべきではないか。

構造計算適合性判定は建築主事が求めるものであるため、判定結果等は必ず建築主事を介して行われるべきものと考えています。

指定構造計算適合性判定機関が適合性判定を行う場合において、原則2名以上で行うこととされているが、原則をはずしていいのはどのような場合か。

単純な構造形式である整形な建築物（許容応力度等計算を行った建築物）や比較的小規模な建築物（保有水平耐力計算を行った鉄骨造・鉄筋コンクリート造で高さ20m以下の建築物）が考えられます。

ある程度整形な建物を前提としており、複雑なものまでの対応はできていないので判定員への負担が大きいのではないかと。判定員の責任を規定するならば、誰がやっても同じように判定できるように、計算方法について国土交通省でもっと細かい点まで規定した上で、十分に講習会を開催し、周知徹底させる必要があると思う。

基本的には法令に適合するかどうかを審査するものであるため、異なる判定員が判定しても同じ結果となるものと考えておりますが、御指摘のようなことがないように運用実態を踏まえて適切な指導等行っていきたいと考えております。

適合性の判定委員の確保ができるのか

必要な判定員が確保されるよう適宜講習会を行ってまいります。

追加説明等が必要な場合の措置

特別な調査又は研究の結果に基づく数式又は数値の根拠を示す図書については、第1条の3に基づく大臣認定において省略できる図書として指定することが可能と考えてよいか

貴見のとおりです。

「...不明な点が認められ、...判定できない場合（の場合を除く。）申請者に対し不明な点を説明するための図書等を求める」とされており、この中で「申請者に...求める」とされているが、判定委託を行った確認検査機関等を抜きに申請者に直接求めることは認められない。確認検査機関等を通して求めるべき。

追加説明を求める場合は、貴見のとおり確認検査機関等をとおして行うこととなります。

ご意見の内容

回答案

“ 計算が適正に行われたものであるかどうかを判定できない場合は、申請者に対し不明な点を説明するための図書等を求めることとする ” の意味が不明。「申請者」は、建築主であるため、対応が難しい。判定機関は、建築主事等が行う確認審査態様と常に整合を図る必要があるため、判定員が説明等を求める者は、建築主事等に限定する必要がある。

また、判定員が判定した結果について、建築主事等は意見を求めることができる旨を明確にしてほしい。判定機関で不適とした場合は、指定確認検査機関はそれを覆すことができないと考えられ、建築主に不適合通知を交付したときの不服申立ての対応が定かでないため明確にしてほしい。

申請建築物の計画について追加説明を行う者は、申請者が適切であり、当該計画を審査する者である建築主事等に対して説明を求めるのは不適切です。

また、判定結果については、建築主事等が確認することとしており、当該確認に際して必要な説明等を判定員に求めることは可能であると考えております。

5 完了検査の指針

(1) 完了検査申請の受理時の確認

受理時に から までの書類に不備があった場合は不受理とするのか。この場合第7条第2項に規定する4日以内を過ぎる場合、どのように対処するのか。

行政手続法第7条に基づき、行政庁は、遅滞なく当該申請の審査を行い、法令に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、当該申請により求められた許認可等を拒否することとなります。

完了した時とは建築物の内装がスケルトンの状態でも完了検査の対象として国は認めているのか。

確認申請図書のとおり工事が完了している場合は、完了検査の対象となるものと考えられます。

確認申請時に添付した書類を、全て改めて提出するようにも読めるため、確認申請時から変更無き場合は、再提出又は、添付不要としてほしい。

建築基準法施行規則第4条第1項に基づき、完了検査の申請の際は確認時に要した図書を添付する必要がありますが、同条第2項により、審査機関が確認時と同様であれば、これを添付する必要はありません。(第4条の4の2により準用する場合も同じ。)

提出図書の照合

軽微な変更の範囲が不明

軽微な変更の範囲については、建築基準法施行規則第3条の2に規定されています。なお、建築基準法施行規則の一部を改正する省令(平成19年国土交通省令第88号)及び技術的助言(国住指第3110号、国住街第185-2号)により、軽微な変更の運用の弾力化を図っております。

設計者等の資格等の確認

建築主、代理人、設計者及び工事監理者については、確認申請書と同一である場合には本人確認書類の再提出を不要としてほしい。

建築主の本人確認書類については、法令上特段求められておりません。また、代理人については委任状、設計者及び工事監理者については、それが建築士である場合で直前の確認又は中間検査の申請の日以降に設計者又は工事監理者に変更があった場合に限り、建築士免許証の写しが必要となります。

「軽微な変更説明書」の添付の確認

完了検査時に軽微変更を認めることは遅すぎ、建築主負担を増加させ、結果として違反建築是正を不可能化させる。変更がある場合は、その都度計画変更及び軽微な変更をさせるべき

すべての軽微な変更のたびに計画変更の確認申請等を求めることは、建築主等に過度な負担を与えることとなるため、建築基準法施行規則第3条の2に規定する軽微な変更該当する変更であれば、完了検査の申請時における軽微な変更説明書の提出等でよいこととしています。

ご意見の内容

回答案

(2) 完了検査の方法

軽微な変更の内容の確認

例えば、指定確認検査機関で確認済証を交付した物件において、その副本（最新の確認審査に要した図書）に軽微な変更の内容を追加するだけでよいか（正本に追加する必要はないか）。

軽微な変更として認められない場合にあっては、計画変更確認等の手続きを行うよう進めていってよいか。その際、改めて完了検査申請を提出する必要があると考えてよいか

確認申請と完了検査で申請先が異なるのであれば、完了検査時に軽微な変更の内容を報告する際に、確認申請先に保存されている確認申請書の正本まで軽微な変更を反映させる必要はありません。

完了検査申請後に、審査機関により、建築主が軽微な変更と判断した変更が計画変更の確認申請を要するものと判断された場合、その時点で計画変更の確認申請を行うことはできませんので、そのまま当該申請の法適合性を検査することとなります。ただし、なお、申請の取り下げについては、特に建築基準法において定められておりませんので、各特定行政庁等にご相談ください。

書類の確認

現在工事中で法施行日後に完了検査申請をする物件についても、工事写真（撮影日時・場所入りのもの）を求めることになるか。1枚でも工事写真（撮影日時・場所入りのもの）の抜けがあると検査済証の発行はできないのか。

今回の法改正に関わらず、建築基準法施行規則第4条第1項第二号及び第三号に基づく写真の添付は義務づけられています。

工事監理報告書に記載漏れがあった場合、検査ができないことが想定され、記載漏れがある場合は検査済証が発行されないことを明示してほしい

完了検査申請書第4面「工事監理の状況」又は工事監理報告書は法令で提出が義務付けられている書類であり、これに不備がある場合は、検査済証を発行することはできません。

法第7条の5の適用を受ける場合にあっては、工事写真を添付することになっていますが、軸組、接合部等の細部を写しても図面が確認申請には添付されていないので、審査できないのではないのでしょうか。（工事監理していることがわかる写真があればいいと考えます。）

建築基準法第7条の5の適用を受ける建築物は、同法第6条の3第1項第一号又は第二号に規定する型式適合認定等を取得した建築物であり、当該認定の仕様を確認することにより、現場写真との照合を行うことができると考えられます。

目視、計測又は動作確認による実地検査

担当者による検査の差は認められないため、より具体的な、現場検査基準を示されたい。どの程度の機器を想定しているのか。

確認審査等に関する指針第3第3項第二号に基づき、完了検査申請書第四面に記載された工事監理の状況、建築基準法施行規則第4条第1項第二号及び第三号に規定する写真並びに同条第1項第六号の書類による検査並びに目視、簡易な計測機器等による測定又は建築物の部分の動作確認その他の方法によることとされています。

(3) 完了検査の公正かつ適確な実施のための措置

確認に要した図書との不一致が認められる場合等の措置

追加検討書は「軽微な変更説明書」が認められない場合に提出するものと考えてよいか。

追加説明書は、建築確認又は完了検査の申請について、審査機関で審査を行った結果、申請書等の記載事項に不明な点がある場合など申請等に係る建築物等が建築基準関係規定に適合するかどうかを認めることができないときに、審査機関が申請者に対して提出を求めるものです。軽微な変更説明書に記載された内容が、軽微な変更には該当しない場合もこれに含まれます。

「軽微な変更には該当しない場合」とは、どのような変更のものを指すのか。「計画変更確認申請」の手続きの違いは。

軽微な変更は、建築基準法施行規則第3条の2に規定されたものをいい、これ以外の変更は、基本的に計画変更の確認申請が必要となります。

実地検査において、計画変更手続きが必要な内容が発覚した場合、追加検討書の提出で審査すべきとあり、計画変更確認についての記述がない。中間検査時においては、計画変更確認を認めており、整合性がとれないのではないのか。

中間検査とは異なり、完了検査時は工事が竣工している状態であり、計画変更の確認申請を求める意義が低いことから、完了検査時においては、計画変更の確認申請によらず、追加説明書の提出によって法適合性を審査することとしています。

ご意見の内容

回答案

<p>適合しないとされただけでは、工事が終了した建物を使用できない状態のままとなる。是正等の方策により申請者が検査済証を受け取ることが出来るよう、その取り扱いを示してほしい。</p>	<p>法第7条の6第1項第二号の規定により、完了検査の申請が受理された日から7日が経過した場合は、検査済証の交付を受ける前でも、仮に、当該建築物を使用し、又は使用させることができます。ただし、当該建築物が違反状態である場合は、別途法第9条に基づく違反是正のため、使用停止等の措置が取られることが考えられます。</p>
<p>建築基準関係規定に適合している旨の追加検討書を期限内に提出し審査を受けるとあるが、その審査期間についての規定はあるか。</p>	<p>申請者による追加説明書の提出期限は、審査機関が定めることとなります。また、審査期間は法令上定められていますが、申請者による追加説明書の検討期間は当該審査期間に含まないこととされています。</p>
<p>大臣認定を取得したものについても、建築基準関係規定に適合している旨の追加検討書による対応はありうるのか。</p>	<p>大臣認定によって法適合性が認定された部分に限っては、追加説明書を求めることは想定されません。</p>
<p>建築主事等が定めた期間内にとあるが、どれくらいの日時か。定めが無いなら、建築主事等の判断によって物件毎に定めてよいのか。</p>	<p>貴見のとおり。</p>
<p>『建築主事等が定めた期限内に』とあるが、地方公共団体は期限を規則にて定める必要があるか。(中間検査の指針においても同じ。)</p>	<p>期限は建築物の計画ごとに個別に定めればよく、特に規則等で定める必要はないものと考えられます。</p>
<p>計画変更申請が必要な変更があるにもかかわらず、申請せず、完了検査時に判明した場合は、計画変更確認申請を受理せず、追加検討書により審査をして適合性が認められれば、検査済証を交付することになるようだが、その場合は特定行政庁への報告書の中に計画変更確認申請を未提出である旨を記載する必要があるか。</p>	<p>計画変更の確認申請が必要であるにも関わらず、これを申請者が行っていない場合は、建築基準法の手続違反となる可能性があるため、報告書等によってその旨を特定行政庁に報告することが望ましいと考えます。</p>
<p>6 中間検査の指針</p>	
<p>(1) 中間検査申請受理時の確認・中間検査の方法</p>	
<p>完了検査の場合と同様に追加検討書による手続きを認めてほしい。</p>	<p>完了検査とは異なり、中間検査時は工事中の状態であり、計画変更の確認申請を求める意義が高いことから、中間検査時においては、計画変更の確認申請を求め、法適合性を審査することとしています。</p>
<p>(3) 中間検査の公正かつ適確な実施のための措置(確認時の図書と工事内容の不一致が認められる場合等の措置)</p>	
<p>及び について</p>	
<p>中間検査においては、軽微な変更説明書はなく、確認審査図書と不一致の場合はすべて計画変更確認が必要と考えてよいか。</p>	<p>中間検査においても、軽微な変更説明書を提出することとなります。(確認審査等に関する指針第4第3項第一号等)</p>
<p>計画変更申請の確認審査期間中の工事の取り扱いについて定めるべき。なお、その期間中、工事ストップではないと考えるがよいか。</p>	<p>工事中に計画変更の確認申請を行う場合、当該変更に係る部分については工事を行うことができませんが、その他の部分については(確認済証の交付を受けた計画のとおり)工事を行うことができます。</p>
<p>建築主事等が定めた期間内に計画変更申請がなかった場合、中間検査合格証は交付しない。</p>	
<p>中間検査合格証がなければ、次工程に工事を進めてはならないとのことか?仮に、中間検査合格証が交付されなかった場合(適合しない旨の中間検査報告書が提出された場合)の以降の取扱いはどのように考えるべきか</p>	<p>法第7条の3第6項により、中間検査合格証が交付されない場合、特定工程以降の工事工程に進むことはできません。</p>

ご意見の内容

回答案

<p>様式の改正が大幅なため、全ての様式の電子データの提供をお願いしたい。</p>	<p>(財)建築行政情報センターのホームページに掲載されていますのでご参照ください。 http://www.icba.or.jp/shinprodl/dl/H19ShinseiYoushiki.html</p>
<p>指針全般について</p>	
<p>審査側の過失に対する処分も定めるべき。</p>	<p>審査側（建築基準適合判定資格者）についても、法第77条の62によって、登録の削除の要件が定められています。</p>
<p>別表第1</p>	
<p>法第19条</p>	
<p>付近見取り図に記載する「隣地にある建物の位置及び用途」の「位置」とは配置寸法を必要とするのか？</p>	<p>付近見取り図に記載する「隣地にある建物の位置及び用途」については、図面の縮尺が記載されていればよく、寸法までは必要ないものと考えます。</p>
<p>別表に基づく付近見取り図の記載内容について、隣地にある建築物の用途も記載するよう指示があるが、位置のみとし、用途までの記載は避けたい。理由は、隣地における情報として、隣接建物の位置は必要と考えるが用途までは不要と考える。今までどおり、白地図がそのまま使用不可能となり、今まで以上に時間、労力、経費の負担が増える。又隣接建物の全ての用途調査が必要になり商業地域や繁華街の場合かなりの量になることが予想される。又、調査後、申請中に大半の用途が商業ビルで変更になってしまった場合、新たに調査し、付近見取り図を訂正しなければ、ならなくなる。この変更が軽微に該当しない場合、それだけで、確認申請の出し直しに該当する可能性がある。</p>	<p>建築基準法上の敷地とは「一の建築物又は用途上不可分の関係にある二以上の建築物のある一団の土地」をいうところ、敷地設定が適切であるかどうかを審査するためには、隣地にある建築物との用途上可分・不可分の別を審査する必要があるため、「付近見取り図」で「隣地にある建築物の位置及び用途」を明示することとしています。 また、隣地の建築物の用途が変更になった場合であっても、申請に係る建築物の計画に変更がなければ、計画変更の確認申請を行う必要はありません。</p>
<p>法第20条</p>	
<p>令第3章各節に関する規定</p>	
<p>令第112条の項目</p>	
<p>図面としてダンパーの構造、給気機の構造、換気設備の構造、排煙口の構造、非常用照明器具の構造が要求されているが、構造細はメーカーにより異なり、申請段階ではメーカーを限定できないため性能を表す形式のみの記載し、構造詳細図は不要とすべき</p>	<p>確認申請時に具体的な設備機器（排煙機、浄化槽等）の品番が確定していない場合は、実際に採用を予定している設備機器のうち以上の機種別の構造詳細図又は一定の仕様範囲を示した標準的な構造詳細図を添付した上で、当該設備機器又はこれと同等（寸法、材料、性能等）の設備機器を用いることを明示すれば構いません。</p>
<p>令第112条第15項及び16項（防火区画等を貫通する管）に関する規定</p>	
<p>2面以上の断面図が必要とあるが、平面図での明示で十分、従来と同様設備図に防火区画を貫通しているシンボルなどの記載、断面図は建築図を参照し、設備系統図にシンボルなどを明記することとされたい。</p>	<p>施行規則第1条の3第6項の規定により、同条第1項の表1及び表2並びに第4項の表1に掲げる図書に明示すべき事項は、当該他の図書に明示することをもって代えることができます。</p>
<p>給水管、配電管その他の管が防火区画を貫通する際の防火区画とのすき間を埋める材料は、材料を一指定するのではなく、数種類の採用予定材料の記載にても可としていただきたい</p>	<p>ご質問のような取扱いで結構です。</p>

ご意見の内容

回答案

取付状況・構造とは公共建築工事標準仕様書及び同標準図と同等な内容をさすことか。
機械排煙の風道など建築基準法上の規定があるもの以外の風道の材料・厚さ等の記載は不要と考える。必要な場合は中間検査・完了検査時において確認することになるが、今まで以上の確認項目となり、限られた人員で建物の安全上重要ではない事項まで検査することは検査員の負担を増大させ、各種検査を長引かせることになり、施主を含めた多方面に影響が及ぶため再考を求めらる。

建築基準法の規定に関係しない部分の仕様等については、確認申請書において記載する必要がありません。

点検口・検査口の位置及び構造に関しては、建築インテリアデザインに起因する変更要望が多く、確認申請時に決定することは不可能。また、ダクトスペース頂部の構造において2面以上の断面図・風道の取り付け状況及び、ダクトスペース内における風道の立上がり部分の構造又は逆流防止のための措置に関する要求がありますが、具体的要求内容が不明解であり、文面のみを捉えると、あまりにも詳細過ぎる。

当初の確認の申請に係る図書及び書類において、建築物の計画上建築主等の意向により発生が見込まれる変更事項への対応方法があらかじめ検討されている場合は、確認審査及び構造計算適合性判定において、当該変更見込み事項の内容を含めて審査し、確認済証の交付を受けることができます。この場合、当該変更見込み事項の内容の範囲内で施工が行われている限り、当該変更見込み事項に係る計画の変更の確認の手續は要しません。なお、当該変更見込み事項に係る対応結果については、計画変更、検査の申請の機会に報告を受けるものとし、検査の申請の機会に報告を受ける場合は、申請書への別紙の添付その他の適切な方法によるものとします。

法第28条

かまど、こんろその他の設備器具の位置及び種別並びに発熱量に関して
厨房設備機器など、建築確認申請時点では建築主の要望が決定していない場合がほとんどであり、確認申請時点で確定した内容で申請することは不可能であると考えます。確定の時期を竣工のヶ月前までと限定し、その期日までに申請を行えるような手法をお願いします。

当初の確認の申請に係る図書及び書類において、建築物の計画上建築主等の意向により発生が見込まれる変更事項への対応方法があらかじめ検討されている場合は、確認審査及び構造計算適合性判定において、当該変更見込み事項の内容を含めて審査し、確認済証の交付を受けることができます。この場合、当該変更見込み事項の内容の範囲内で施工が行われている限り、当該変更見込み事項に係る計画の変更の確認の手續は要しません。なお、当該変更見込み事項に係る対応結果については、計画変更、検査の申請の機会に報告を受けるものとし、検査の申請の機会に報告を受ける場合は、申請書への別紙の添付その他の適切な方法によるものとします。

法第28条の2

「有効換気量計算表」に関して
ホルムアルデヒドの発生量は確認申請段階で、実際の発生量を正確に把握するのは困難と思われる。

内装仕上げとして使用予定の建材のホルムアルデヒド発散等級からその発生量を計算し、必要な換気量を算出するものであり、実際の発生量を計算するものではありません。

法第32条

「常用の電源及び予備電源の種類並びに位置及び構造」に関して
建築基準法並びに関連法規に規定する以外の部分の電源も含めて考える場合、建築主の要望が確定していない場合がほとんどであり、建築確認申請時点で確定した内容で申請することは不可能。対象となる電気設備の範囲を建築基準法ならびに関連法規に関する部分に限定してほしい。

建築基準法の規定に関係しない部分の仕様等については、確認申請書において記載する必要がありません。

四号建築物(一般的な木造2階建)において、電気設備の構造詳細図は必要なのか？

建築基準法施行規則第1条の3第5項の規定により、法第6条の3第1項の規定による確認の特例が適用される四号建築物等については、法第32条の規定が確認審査の対象外となるため、それに係る図書等も添付する必要はありません。

ご意見の内容

回答案

法第35条

令第5章第3節に関する規定

「各階平面図」に関して
「排煙口の位置」「排煙風道の位置」「排煙機の位置」
「予備電源の位置」「不燃性ガス消火設備又は粉末消火設備の位置」などは設備図に記載があり、重複しての記載は不要と思われる。従来と同様、適宜設備図に記載するとの理解でよいか。

施行規則第1条の3第6項の規定により、同条第1項の表1及び表2並びに第4項の表1に掲げる図書に明示すべき事項は、当該他の図書に明示することをもって代えることができます。

令第5章第5節に関する規定

「二面以上の立面図」は、判断しにくいケースを除き、平面図での審査を原則としてほしい。

施行規則第1条の3第6項の規定により、同条第1項の表1及び表2並びに第4項の表1に掲げる図書に明示すべき事項は、当該他の図書に明示することをもって代えることができます。

令第5章第6節に関する規定

「非常用の照明装置の構造詳細図」「照明器具の材料の種類及び位置」に関して
材料の種類は認定品を使用することを記載することとされたい。

照明器具の材料の種類を明示する場合、当該材料の種類が記載された別紙を引用しても構いません。

法第35の2

従来と同様、スプリンクラー設備等及び機械排煙設備の設置状況とは設備図に記載することでよいと思われる。

施行規則第1条の3第6項の規定により、同条第1項の表1及び表2並びに第4項の表1に掲げる図書に明示すべき事項は、当該他の図書に明示することをもって代えることができます。

令第129条の2の5

「配管設備」に関して
配管設備の構造詳細図に記載されている内容は必ずしも法規等から規制を受ける項目ではないものも含まれているが、従来と同じように適宜、必要に応じた記載すると考えてよいか。

建築基準法の規定に関係しない部分の仕様等については、確認申請書において記載する必要がありません。

別表第2

令第82条各号及び令第82条の4に定めるところによる構造計算

一般に意匠図に記入される開口寸法は仕上がり寸法で、構造計算上は、躯体寸法を用います。このため、両者の間には違いが生じることとなりますが、それは整合していると判断していただきたい。また、開口位置は、タイル割などの関係で10cm程度の移動は施工段階で生じますが、それは問題ないものと考えます。明記してください。

各図面で示している寸法が正確であれば整合していると判断できます。また、開口部の位置の変更は軽微な変更の範囲内であれば施工段階で変更があっても計画変更は不要です。

開口部の位置、形状、寸法が含まれているが、設備の貫通口等は構造耐力に影響がない範囲に適切に設け、必要により補強すればよいので、個々の開口位置、形状、寸法を示すのではなく、開口標準図を審査事項としていただきたい。

あらかじめ開口位置等の変更を見込んで開口標準図を示すことは構わないものと考えています。

材料の種類については、構造図に記入すべき内容ですが、その他のことは、内容としては構造計算書の、一般事項に記載すべきものですので、図面として作成しなくとも良いと思われます。

必ずしも別の図面とする必要はありません。

ご意見の内容

回答案

その他

別表1共通

付近見取り図において、「隣地にある建築物の位置及び用途」まで、審査する必要があるのか。隣地の用途が申請と異なるだけで不適合処分をしなければならないか。

建築基準法上の敷地とは「一の建築物又は用途上不可分の関係にある二以上の建築物のある一団の土地」をいうところ、敷地設定が適切であるかどうかを審査するためには、隣地にある建築物との用途上可分・不可分の別を審査する必要があるため、「付近見取図」で「隣地にある建築物の位置及び用途」を明示することとしています。
また、隣地の建築物の用途が申請と異なっていた場合であっても、申請に係る建築物の計画が不適合でなければ、不適合処分を行う必要はありません。

別表2共通

各計算方法による具体的な図書や計算事例を提示して頂きたい。

検討いたします。

木造軸組構造や2×4における3階建て以下の低層戸建て住宅の事例も提示してほしい。

検討いたします

（特殊な構造方法等説明書）について、（は）審査すべき事項、（に）判定すべき事項に記述のある「使用条件が適切である事」の使用条件とは具体的は何を示しているのか不明。大臣認定に規定された設計仕様や設計条件の事であるなら、性能評価書を添付すればOKと理解してよいのか。それとも、非認定プログラムなどの使用条件（入力データやワーニング確認等）のことか

使用条件とは大臣認定プログラムの適用範囲内で適切に使用されているかを指します。

別表全般について

別表一と別表二の関係は、どうなるのですか？例えば床伏図・軸組図や構造詳細図などは、別表1・2ともにありますが、2ヶ所につけるといいますか？

まとめて記載して構いません。